



島根大学セクシュアル・ハラスメントの防止等に関する規則

(平成 15 年島大規則第 34 号)

〔平成 15 年 10 月 1 日制定〕

(目的)

第 1 条 島根大学(以下「本学」という。)は基本的人権の擁護及び男女共同参画社会を実現するために、修学、就労、教育、研究及び受講のすべての場において、差別及びハラスメントのない健全で快適なすべての構成員の人権がひとしく尊重される環境づくりを目指す。

(趣旨)

第 2 条 この規則は、文部科学省におけるセクシュアル・ハラスメントの防止等に関する規程(平成 13 年文部科学省訓令第 13 号)に定めるもののほか、本学のすべての構成員が、セクシュアル・ハラスメントにより人権が侵害されることがないように、また、他の者の人権を侵害することのないように、修学環境及び就労環境を保障することを目的として、本学におけるセクシュアル・ハラスメントの防止等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 3 条 この規則において、用いる用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- 一 「構成員」とは、本学のすべての職員、学生、生徒、児童、幼児並びにその他本学において修学、教育、研究、研修及び受講する者をいう。
- 二 「部局長」とは、各副学長、各学部長、医学部附属病院長、附属図書館長、各学内共同教育研究施設の長、保健管理センター所長及び事務局長をいう。
- 三 「職員」とは、本学に勤務するすべての教官及びその他の職員をいい、非常勤である者を含む。
- 四 「関係者」とは、学生、生徒、児童、幼児の保護者、本学に関係のある業者等をいう。
- 五 「セクシュアル・ハラスメント」とは、構成員である者が他の構成員及び関係者を不快にさせる性的に不適切な言動並びに関係者が構成員である者を不快にさせる性的に不適切な言動をいう。
- 六 「セクシュアル・ハラスメントに起因する問題」とは、セクシュアル・ハラスメントのため構成員である者の修学環境又は就労環境が害されること、並びにセクシュアル・ハラスメントへの対応に起因して構成員である者が修学上又は就労上で不利益を受けることをいう。
- 七 「セクシュアル・ハラスメント等」とは、セクシュアル・ハラスメント及びセクシュアル・ハラスメントに起因する問題をいう。
- 八 「セクシュアル・ハラスメントの防止等」とは、セクシュアル・ハラスメントの防止及び排除のための措置並びにセクシュアル・ハラスメントに起因する問題が生じた場合に適切に対応するための措置をいう。

2 前項第 5 号及び第 6 号に掲げる用語の具体例については、別紙のとおりとする。

(学長、部局長及び職員の責務)

第 4 条 学長は、セクシュアル・ハラスメント等の防止対策の推進及びセクシュアル・ハラスメント等による被害者の救済について責任を負う。

2 部局長は、学長とともに当該部局における前項の事項について責任を負うものとする。

3 職員は、構成員又は関係者からセクシュアル・ハラスメント等に関し相談を受けたときは、誠意をもって対応し、相談員への相談を勧めるなどの適切な措置に努めなければならない。

第 5 条 学長は、次条に規定するセクシュアル・ハラスメント防止委員会から第 14 条の規定に基づく報告があり、セクシュアル・ハラスメント等の事実関係があると認めた場合には、必要な措置を講じるものとする。

(防止委員会)

第 6 条 セクシュアル・ハラスメントの防止等に関し、適切な対策を講じるため、セクシュアル・ハラスメント防止委員会(以下「防止委員会」という。)を置く。

第 7 条 防止委員会は、次の各号に掲げる事項について審議及び検討する。

- 一 セクシュアル・ハラスメント等の防止のための啓発、研修及び環境づくり並びに排除に関すること。
- 二 セクシュアル・ハラスメント等の苦情相談及び応急措置(セクシュアル・ハラスメント等の防止又は排除のために緊急に対応すべき措置をいう。以下同じ。)体制に関すること。
- 三 セクシュアル・ハラスメント等の事実関係の調査に関すること。
- 四 セクシュアル・ハラスメント等に対する措置(応急措置を含む。)及び環境改善に関すること。
- 五 セクシュアル・ハラスメント等の被害救済、当事者のアフターケア及びフォローアップに関すること。
- 六 セクシュアル・ハラスメント等の事例及び対応例の情報提供に関すること。
- 七 その他セクシュアル・ハラスメントの防止等に関すること。

2 防止委員会は、前項の事項について、学長の命を受け必要な措置等を実施することができる。

3 防止委員会は、第 1 項第 4 号に定める応急措置を緊急に実施する必要があると認めるときは、第 12 条に規定する緊急対応小委員会に応急措置を検討、実施させることができる。

第 8 条 防止委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。

- 一 学長が指名する副学長 1名
 - 二 医学部を除く各学部教官 各2名（うち、1名は原則として女性とする。）
 - 三 医学部教官 3名（うち、1名は原則として女性とする。）
 - 四 保健管理センター教官 松江保健センター及び出雲保健センター 各1名
 - 五 教育学部附属小学校、同附属中学校及び同附属幼稚園（以下「附属学校」という。）の教官 1名
 - 六 事務系職員（医学部に所属する医療職俸給表適用職員（以下「医療系職員」という。）を除く。以下同じ。） 4名（医学部事務部以外から2名、医学部事務部から2名とし、ともに、このうちの1名は女性とする。）
 - 七 医療系職員 1名
 - 八 その他学長が必要と認めた者 若干名
- 2 前項第2号の委員は各学部長の推薦に基づき、学長が任命する。
 - 3 第1項第3号の委員は医学部長の推薦に基づき、学長が任命する。
 - 4 第1項第4号の委員は保健管理センター所長の推薦に基づき、学長が任命する。
 - 5 第1項第5号の委員は教育学部長の推薦に基づき、学長が任命する。
 - 6 第1項第6号及び第7号の委員は事務局長の推薦に基づき、学長が任命する。
 - 7 第1項第8号の委員は、女性の意見が反映できるように学長が選考し任命する。
 - 8 第1項第2号から第8号までの委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。
 - 9 防止委員会に委員長を置き、委員長は、学長が指名する副学長をもって充てる。
- 第9条 防止委員会は、委員長が招集し、議長は、委員長をもって充てる。
- 2 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。
- 第10条 防止委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 2 防止委員会は、出席委員の過半数をもって議決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、第7条第1項第2号から第5号までに掲げる事項については、出席委員の3分の2以上の多数をもって議決する。
- 第11条 防止委員会が必要と認めたときは、防止委員会に委員以外の者を出席させ、その意見を聴くことができる。
- 2 防止委員会が必要と認めたときは、構成員及び関係者以外の者の意見を聴くことができる。（緊急対応小委員会）
- 第12条 第7条第1項第4号に規定する応急措置を講じるため、防止委員会に緊急対応小委員会（以下「小委員会」という。）を置く。
- 2 小委員会は、常設のものとし、防止委員会委員の中から防止委員会委員長の指名する小委員会委員長及び若干名の委員で組織する。
 - 3 小委員会は、防止委員会委員長が必要であると認めた事項について応急措置を検討し、実施するものとする。
 - 4 小委員会は、講じた応急措置の内容につき防止委員会委員長に報告しなければならない。（調査委員会）
- 第13条 防止委員会は、次の各号に該当する場合に、セクシュアル・ハラスメントの事実関係の調査に当たするため、セクシュアル・ハラスメント調査委員会（以下「調査委員会」という。）を置く。
- 一 第15条第8項に規定する報告があり、事実関係を調査する必要性が生じたとき。
 - 二 前号に掲げる以外で、セクシュアル・ハラスメントに関する苦情相談についての事実関係を調査する必要性が生じたとき。
- 2 調査委員会に関し必要な事項は、別に定める。
- 第14条 防止委員会は、調査委員会の調査結果に基づき、学長に経過及び結果を報告しなければならない。
- （相談員）
- 第15条 セクシュアル・ハラスメントに関する苦情相談に対応するため、苦情相談を受ける職員（以下「相談員」という。）を配置し、次の各号に掲げる者をもって充てる。
- 一 各学部教官 各3名（うち、1名は原則として女性とする。）
 - 二 保健管理センター教官 松江保健センター及び出雲保健センター 各1名
 - 三 附属学校の教官 若干名
 - 四 事務系職員 6名（医学部事務部以外から4名、うち、2名は原則として女性とし、医学部事務部から2名、うち、1名は原則として女性とする。）
 - 五 医療系職員 1名
 - 六 その他防止委員会委員長の指名する者 若干名（うち、1名以上は女性となるよう配慮する。）
- 2 前項第1号の相談員は、各学部長の推薦に基づき学長が任命する。
 - 3 第1項第2号の相談員は、保健管理センター所長の推薦に基づき学長が任命する。
 - 4 第1項第3号の相談員は、教育学部長の推薦に基づき学長が任命する。
 - 5 第1項第4号及び第5号の相談員は、事務局長の推薦に基づき学長が任命する。
 - 6 第1項第6号の相談員は、防止委員会委員長の推薦に基づき学長が任命する。
 - 7 相談員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の相談員の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 8 相談員は、苦情相談に対応するとともに、相談内容を記録し、相談者の承諾を得て防止委員会に報告しなければならない。
 - 9 相談員は、苦情相談に関する対応能力の向上に努めなければならない。

(相談窓口)

第16条 セクシュアル・ハラスメントに関する苦情相談に対応するため、次の各号に掲げるセクシュアル・ハラスメント相談窓口（以下「相談窓口」という。）を置く。

- 一 学生センター
- 二 保健管理センター松江保健センター及び出雲保健センター
- 三 附属学校
- 四 その他相談員が指定する場所

2 苦情相談の対応方法については、別に定める。

(防止委員会委員、調査委員会委員及び相談員の責務)

第17条 防止委員会委員、調査委員会委員及び相談員は、セクシュアル・ハラスメントに関する対応に当たって、当事者及びその他の関係者から公正な事情聴取を行うものとし、当事者の名誉、人権及びプライバシーに十分配慮するとともに、知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(児童及び幼児への対応)

第18条 児童及び幼児については、心身とも発育途上にあり、きわめて敏感で傷つきやすく、また、被害を周囲に訴えることが困難であるので、セクシュアル・ハラスメントに関する対応に当たっては十分配慮しなければならない。

(事務)

第19条 防止委員会及び調査委員会の事務は、総務部人事課及び学務部学生支援課において処理する。

(雑則)

第20条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成15年10月1日から施行する。
- 2 この規則の施行後最初に任命される第8条第1項第2号から第8号の委員の任期は、同条第8項の規定にかかわらず、平成16年3月31日までとする。
- 3 この規則の施行後最初に任命される第15条第1項各号の相談員の任期は、同条第7項の規定にかかわらず、平成16年3月31日までとする。

島根大学におけるセクシュアルハラスメント防止に係るフローチャート

